

群馬県公立大学法人契約事務取扱規程

平成30年4月1日

群馬県公立大学法人規程第26号

一部改正 平成31年2月1日

一部改正 平成31年4月1日

一部改正 令和2年4月1日

一部改正 令和4年4月1日

一部改正 令和8年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条－第1条の2）
- 第2章 一般競争入札（第2条－第13条）
- 第3章 指名競争入札（第14条－第17条）
- 第4章 随意契約（第18条－第20条）
- 第5章 特定調達契約に関する特例（第20条の2－第20条の12）
- 第6章 契約の締結（第21条－第24条）
- 第7章 契約の履行（第25条－第30条）
- 第8章 監督及び検査（第31条－第36条）
- 第9章 代価の納入及び支払（第37条－第38条）
- 第10章 雑則（第39条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人会計規則（群馬県公立大学法人規則第3号。以下「会計規則」という。）第31条第2項の規定に基づき、群馬県公立大学法人（以下、「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務（以下「契約事務」という。）の取扱いについて、必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図るものとする。

（定義）

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第

2 条第 1 項第10号の 2 に規定するプログラムをいう。

(2) 特定役務 2012年 3 月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス又は同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

(3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

(4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の 2 以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される 2 以上の調達契約をいう。

2 この規程において、「特定調達契約」とは、法人の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格が、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分に応じ同項に規定する総務大臣の定める額以上の額であるものをいう。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約については、この限りでない。

3 前項の予定価格は、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところによる。

(1) 物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その他の場合は特例政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額

(2) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額

第 2 章 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格）

第 2 条 一般競争入札に参加しようとする者の資格については、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の 5 第 1 項の規定により群馬県知

事が定めた資格を有する者を、法人における一般競争入札参加者の資格を有する者とする。

- 2 前項に規定する者以外の者で一般競争入札に参加しようとするものから競争入札参加資格について申請を受けたときは、自治法施行令第167条の5第1項の規定により群馬県知事が定めた資格を準用して審査し、資格を与えるものとする。
- 3 一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前2項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
- 4 群馬県において競争入札参加資格を定めていない業種について一般競争入札に付そうとする場合においては、契約の性質又は目的に応じた合理的な理由に基づき、当該競争に参加する者に必要な資格を別途定めることができる。

(一般競争入札の参加者の制限)

第3条 理事長は、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 理事長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(入札の公告)

第4条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その入札をする日の前日から起算して10日前までに次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金を徴しないこと及び落札者が契約を結ばない場合の損害賠償金に関すること
- (6) 前5号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

2 理事長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

3 第1項第5号に規定する損害賠償金の額は、当該落札者が見積もった契約金額の100分の5以上の額とする。

(予定価格)

第5条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、契約をしようとする事項に関する設計書、仕様書等に基づき、当該契約の目的となる事務、事業、物件又は役務について市場価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、予定価格の積算を行い、適正な予定価格を定めなければならない。

2 予定価格は、契約をしようとする事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 一般競争入札に付する場合においては、予定価格を記載した文書を封印し、開札の際に開札場所に置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる入札については、当該入札を執行する前に予定価格を公表することができる。

- (1) 不動産又は物品の売払いに係る一般競争入札
 - (2) 前号に掲げるもののほか、収入の原因となる入札で理事長が別に定めるもの
- (最低制限価格)

第6条 理事長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 前項の規定により、最低制限価格を設ける必要があるときは、理事長がこれを定め、前条第3項に規定する予定価格を記載した文書に当該最低制限価格を併せて記載しなければならない。

(入札)

第7条 一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を作成し、所定の日時に所定の場所に提出しなければならない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
3 前項の代理人は、同一の入札において、2人以上の代理人となることができない。
4 入札者は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。

(開札及び再度入札)

第8条 一般競争入札の開札は、第4条第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、理事長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
4 理事長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第6条第1項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札をすることができる。

5 前項の規定による再度の入札は、2回までとする。

6 一般競争入札において入札をしなかった者及び無効の入札をした者については、第4項の規定により直ちに再度の入札をする場合、入札に参加させないことができる。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることができる。

(無効入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札の入札書は、これを無効として処理しなければならない。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 第3条第2項の規定により、一般競争入札に参加することを制限した期間中の者のした入札
 - (3) 同一の入札において同一人がした2以上の入札
 - (4) 不正行為による入札
 - (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
 - (6) その他入札公告に示された条件に違反した入札
- (落札者の決定)

第11条 理事長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(最低価格の入札者を落札者としすることができる契約)

第12条 理事長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

(最低価格の入札者の調査)

第13条 前条に規定する契約に係る入札を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、別に定める基準に該当することになったときは、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

- 2 前項の調査の結果、履行されないおそれがあると認められたときは、次順位者を落札者とするものとする。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札に付することができる場合)

第14条 会計規則第31条第1項ただし書の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がな

いと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(入札参加者の指名)

第15条 理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、自治法施行令第167条の11第2項の規定により群馬県知事が定めた資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 指名競争入札に参加させる者を指名するときは、次の各号に掲げる事項を勘案して、当該契約の性質又は目的により、適当と認められる者の中から3人以上の者を指名しなければならない。

(1) 経営状態及び信用状態の良否

(2) 契約の履行に関する地理的条件の適否

(3) 特殊な技術又は設備等を必要とするものにあつては、その有無

(4) 発注する工事又は物品の製造等と同種同程度の工事又は物品の製造等の実績の有無

(5) 過去における法人との契約の履行についての誠実性、確実性の有無

(6) 官公署との契約の実績の有無

(指名競争入札における通知)

第16条 指名競争入札に付そうとするときは、第4条第1項第1号及び第3号から第6号までに規定する事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第17条 第2条、第3条及び第5条から第13条までの規定は、指名競争入札について準用する。この場合において、第2条中「第167条の5第1項」とあるのは「第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約)

第18条 会計規則第31条第1項ただし書に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸貸借料の年額又は総額）が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる施設から物品の購入又は役務の提供を受けるとき。

(4) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(5) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

- (6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (7) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (8) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第7号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第8号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。
- (予定価格調書の省略)

第19条 第5条の規定は、随意契約について準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格が30万円を超えない場合で、理事長が予定価格の積算を省略しても当該契約の適正な執行を確保する上で支障がないと認めるものは、これを省略することができる。
- (見積書の徴取)

第20条 理事長は、随意契約をしようとするときは、次の各号のいずれかに該当するときは除くほか、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならない。

- (1) 予定価格が20万円（工事及び修繕にあつては、30万円）未満の契約をするとき。
 - (2) その性質又は目的により、契約の相手方が特定されているとき。
 - (3) 災害その他の緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。
- 2 理事長は、前項の規定により見積書を徴した者の中から、契約の相手方を選定しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないで契約の相手方を選定することができる。
- (1) 予定価格が5万円未満の契約をするとき。
 - (2) 価格を定めて払下げをするとき。
 - (3) 相手方が官公署であるとき。
 - (4) 価格が一定しており、見積書を徴する必要があるとき。
 - (5) その他見積書を徴することが困難又は不相当と認められるとき。

第5章 特定調達契約に関する特例

(競争入札の参加者の資格の審査等)

第20条の2 理事長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、第2条第2項（第17条において準用する場合を含む。）の規定による資格の審査は、一般競争入札又は指名競争入

札に参加しようとする者の申請をまって、随時に、これを審査し、当該資格を有すると認めた者又は当該資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をしなければならない。この場合において、当該資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。

2 理事長は、第2条第3項の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

3 理事長は、第1項の規定による審査の結果に基づき、同項に規定する資格を有すると認めた者の名簿を作成するものとする。

(競争入札の参加者の資格等に関する公示)

第20条の3 理事長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、第2条の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格のほか、次に掲げる事項を当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに公示しなければならない。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の種類
- (2) 前条第1項に規定する資格の審査の申請の方法
- (3) 第2条に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (4) 第2条に規定する資格に関する文書を入手するための手段

(一般競争入札の公告)

第20条の4 理事長は、特定調達契約について第4条第1項の規定による一般競争入札の公告をする場合は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、その入札をする日の前日から起算して40日前までに公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

- (1) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (2) 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (3) 第20条の8に規定する文書の交付に関する事項
- (4) 落札者の決定の方法
- (5) 当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称
- (6) 契約の手続において使用する言語

2 前項の公告については、日本語により記載するほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (2) 入札期日
 - (3) 当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称
- (指名競争入札の公示等)

第20条の5 理事長は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとするときは、前条の規定の例により公示をしなければならない。

2 理事長は、特定調達契約について、第2条の規定により定めた資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

3 第1項の公示をする場合においては、前項の規定による基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件についても、公示するものとする。

4 理事長は、第16条の規定により通知をする場合は、第1項の公示をした日以後、その入札をする日の前日から起算して40日前までに、これを通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

(競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第20条の6 理事長は、第20条の4第1項の公告又は前条第1項の公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から第2条第2項(第17条において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、速やかに、その者が同条に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

3 理事長は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の規定による審査の結果、第2条に規定する資格を有すると認められた者のうちから、前条第3項の規定による指名競争入札において指名されるために必要な要件を満たしていると認められた者を指名するとともに、その指名する者に対し、第4条第2項の規定により明らかにしなければならない事項、第16条の規定により通知しなければならないとされている事項並びに第20条の4第1項第1号及び第6号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 理事長は、特定調達契約につき競争入札に係る資格の審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札時において、一般競争入札の場合にあっては第2条に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便による入札)

第20条の7 理事長は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

第20条の8 理事長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 第20条の4第1項の規定により公告をするものとされている事項又は第20条の5第1項の規定により公示するものとされている事項(第20条の4第1項第3号に掲げる

事項を除く。)

- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
 - (3) 開札に立ち会う者に関する事項
 - (4) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項
 - (5) その他必要な事項
- (落札者の決定方法の制限)

第20条の9 第6条(第17条において準用する場合を含む。)の規定は、特定調達契約については適用しない。

(落札者の決定に関する通知等)

第20条の10 理事長は、特定調達契約につき、一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、次に掲げる事項を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

- (1) 落札者を決定したこと
- (2) 落札者の氏名及び住所
- (3) 落札金額
- (4) 当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)

(随意契約)

第20条の11 特定調達契約については、次に掲げる場合に限り、随意契約によることができる。

- (1) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (2) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (3) 落札者が契約を締結しないとき。
- (4) その他法令で定める例により随意契約によることが適当と認められるとき。

(落札者等の公示)

第20条の12 理事長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、第20条の4第1項の公告

- 又は第20条の5第1項の公示をした日
- (8) 随意契約による場合には、その理由
 - (9) その他必要な事項

第6章 契約の締結

(契約の名義者)

第21条 法人が締結する契約書の名義は、理事長とする。

(契約の締結)

第22条 契約をしようとする相手方が決定したときは、直ちにその旨を相手方に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、理事長が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 契約をしようとする相手方が前項の規定による期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失うものとする。

(契約書の記載事項)

第23条 会計規則第33条に規定する契約書には、同条に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載し、記名押印しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、記載を省略することができる。

- (1) 契約保証金
- (2) 契約履行の場所
- (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (4) 権利義務の譲渡等
- (5) 契約の変更又は履行の中止
- (6) 履行の延期
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 監督及び検査
- (9) 危険負担
- (10) 担保責任
- (11) 契約の解除
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) その他当該契約の適正かつ確実な履行を確保するため必要と認められる事項

(契約書の省略)

第24条 会計規則第33条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 物品を売り払う場合において、あらかじめ契約書を作成し、これに基づいて物品を売り払うことが困難なとき又は買売人が代金を即納して当該物品を引き取るとき。
 - (2) 官公署と契約する場合において、契約書を作成する必要がないと認められるとき。
 - (3) 競り売りによるとき。
 - (4) 契約金額が250万円未満の契約（単価契約及び長期継続契約を除く。）について、当該契約の性質又は目的により契約書の作成を省略しても支障がないと認めるとき。
 - (5) 国が認可した約款又は特約に基づく保険の契約をするとき。
 - (6) インターネット経由で利用申込を行うことによりサービスの提供を受けられるもののうち、相手方が契約書の作成を求めておらず、かつ、支出の根拠となる利用料金等が事前に明確になっているとき。
- 2 前項第4号の規定により契約書の作成を省略する場合は、契約に関し必要な事項を記載した請書を徴さなければならない。ただし、契約金額が100万円未満の契約について、当該契約の性質又は目的により請書の作成を省略しても支障がないと認める場合は、この限りでない。

第7章 契約の履行

(契約保証金)

第25条 理事長は、契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が、第2条又は第15条の規定による資格を有する者で、当該契約が確実に履行されると認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 前条第1項第1号から第3号までに規定する場合に該当するとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、当該契約が確実に履行されると認められるとき。

(契約の変更)

第26条 理事長は、必要があるときは、既に締結した契約の内容を変更し、又はその全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、当該契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、契約の相手方が損害を受けたときは、法人は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、当事者双方が協議して定める。

(履行延期の特約)

第27条 契約の相手方は、天災その他その責めに帰することができない理由により、期間内に契約を履行することができない場合は、理事長にその理由を記載した文書を提出して、履行期限の延長を求めることができる。

(契約の解除)

第28条 理事長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) その他契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、当該契約に係る既済部分又は既納部分があるときは、理事長はその既済部分又は既納部分について検査を行い、合格した部分の引渡しを受けるとともに、当該引渡しを受けた既済部分又は既納部分に相当する契約代金を契約の相手方に支払わなければならない。

(違約金)

第29条 理事長は、前条第1項の規定により契約を解除したとき（同項第1号又は第2号に該当する場合は、契約の相手方の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、契約金額の100分の10に相当する額を、契約の相手方から違約金として徴収することができる。

2 前項の場合において、契約の相手方が契約保証金を納めているときは、当該契約保証金を同項の規定による違約金に充当するものとする。

3 前条第1項の規定により契約を解除し、かつ、前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後において、なお当該契約保証金に残額がある場合は、当該残額を契約の相手方に返還しなければならない。

(履行遅延に対する違約金)

第30条 理事長は、契約の相手方の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内にその履行を完了することができない場合において、契約の履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、遅延賠償金又は遅延利息を徴収して、当該履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、契約金額の未済部分相当額に対し、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額に準じた額とする。ただし、契約において別に定めがある場合は、この限りでない。

第8章 監督及び検査

(監督及び監督員の職務)

第31条 会計責任者は、会計規則第34条第1項に規定する監督を行うに当たっては、職員に命じて行わせることができる。

2 会計責任者から監督を命ぜられた職員（以下「監督員」という。）は、必要があるときは、請負契約についての仕様書及び設計書に基づき、細部設計図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの図書の審査及び承認を行うものとする。

3 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査その他の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

4 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

5 監督員は、会計責任者の要求に基づき、又は随時に、監督の結果を報告しなければならない。

(検査及び検査員の職務)

第32条 会計責任者は、会計規則第34条第2項に規定する検査を行うに当たっては、職員に命じて行わせるものとする。

2 会計責任者から検査を命じられた職員（以下「検査員」という。）は、請負契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分の確認を含む。）に当たり、契約書、仕様書、設計書、納品書その他の関係書類に基づき、必要に応じて当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

3 検査員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既納部分の確認を含む。）を行う場合は、契約書、仕様書、納品書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

4 前2項の検査は、必要があるときは、破壊し、分解し、又は試験して行うものとする。この場合において、検査及び復元に要する費用は、契約の相手方が負担するものとする。

(監督及び検査の委託)

第33条 会計責任者は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により法人の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、法人の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

2 会計責任者は、法人の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合は、当該監

督又は検査の結果を記載した文書を提出させ、これを確認しなければならない。

(兼職の禁止)

第34条 検査員及び前条の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を除き、監督員及び前条の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

(検査の時期)

第35条 検査員及び第33条の規定により検査を委託された者は、契約の相手方から給付を完了した旨の通知を受けた後、速やかに検査を行わなければならない。

(検査調書)

第36条 検査員は、検査を行ったときは、別に定めがある場合を除き、検査調書を直ちに作成し、理事長に提出しなければならない。この場合において、検査の結果が当該契約の内容に適合しないときは、その状況及びこれに対する必要な措置についての意見をこれらの調書に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、検査員は、次の各号に掲げる契約に係る検査を行った場合には、検査調書の作成を省略することができる。この場合においては、請求書等に検査の結果を記載しなければならない。

(1) 契約金額が150万円未満の契約

(2) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信の役務の提供を受ける契約

第9章 代価の納入及び支払

(代価の納入)

第37条 会計責任者は、資産を売却し、貸付け又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引渡し前又は使用開始にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

2 会計責任者は、契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

第38条 会計責任者は、検査を終了した後、速やかに支払手続きを行うものとする。

2 会計責任者は、請負契約に係る既済部分又は買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は、契約により、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

第10章 雑則

(委任)

第39条 この規程に定めるもののほか、契約の事務に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行する。
- 2 改正後のこの規程の規定は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。